

世田谷区告示第 5 9 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 2 0 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

2 8 - 1

2 変更の区間

世田谷区上北沢五丁目 1 3 6 9 番 1 7 から 1 3 6 9 番 1 の内まで

3 変更の区域

延 長 8 . 1 3 メートル

幅 員 1 . 6 3 メートルから 1 . 7 1 メートルまで

面 積 1 3 . 6 4 平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区	上北沢五丁目50番
----	-----------

